

指定一般相談支援事業所
「障害者相談支援センター御殿場十字の園」 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十字の園が開設する障害者相談支援センター御殿場十字の園(以下「事業所」という。)が行う指定一般相談支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定一般相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定一般相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわれるように努めるものとする。
- 4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称

障害者相談支援センター御殿場十字の園

(2)所在地

静岡県御殿場市深沢1465-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2)相談支援専門員 1人以上

相談支援専門員は、自ら利用者に対し必要な支援を行う他、地域移行支援・地域定着支

援に従事する者への助言等を行う責任者としての業務を行う。

(3) 地域移行支援・地域定着支援に従事する者 1人以上

地域移行支援・地域定着支援に従事する者は、地域移行支援計画の作成や計画に基づき利用者に対する直接的支援を行う。利用者に対する直接的支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。(ただし12月31日～1月3日を除く)

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定一般相談支援事業の内容)

第6条 指定一般相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本相談支援

(2) 地域移行支援

- ① 地域移行支援計画の作成
- ② 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ③ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援
- ④ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援

(3) 地域定着支援

- ① 地域定着支援台帳の作成
- ② 利用者に対する常時の連絡体制の確保
- ③ 緊急時における一時的な滞在等による支援

(4) 前3号の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)に定める内容

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、指定地域移行支援又は指定地域定着支援を提供した際には、厚生労働大臣が定める基準により、市町村から地域相談支援給付費の支払を受けるものとする。

2 指定一般相談支援事業者は、支給決定障害者の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う指定一般相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点からおおよそ5キロメートル未満は 500円/片道

- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点からおおよそ5キロメートル以上は 500円/片道
- (3) 通常の事業の実施地域を越えた地点からおおよそ10キロメートル以上は利用者等と協議の上決定した額とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 2 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収書を公布するものとする。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

- 第8条 事業者は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該地域相談支援給付費の額を通知しなければならない。
- 2 事業者は、利用者から法定代理受領を行わない指定地域移行支援又は指定地域定着支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援又は指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、御殿場市・小山町とする。

(主たる対象者の障害の種類)

- 第10条 事業の主たる対象者とする障害の種類
身体障害者

(虐待防止のための措置)

- 第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第12条 事業所は、提供した指定地域移行支援及び指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。また、苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容を記録する。
- 2 提供した指定一般相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般脳団支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当

該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定一般相談支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定相談支援の提供の記録、帳票書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な協力を行うものとする。
- 4 提供した指定一般相談支援に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第 13 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月内
- (2)継続研修 5年に1回

(その他運営についての重要事項1)

第 14 条 事業所は、利用者に対し適切な指定一般相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定地域移行支援及び指定地域定着支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域移行支援及び指定地域定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(その他運営についての重要事項2)

〈地域生活支援拠点の機能を担う事業所〉

第15条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

自立支援協議会、特定相談支援事業所、地域定着支援を活用し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ

短期入所を活用した緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の対応を行う機能。

(3) 専門的人材の確保

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、加齢等により重度化した障害者に対して、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(4) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する

令和2年4月1日改訂